

## 第5節 近代的畜産経営の育成

### 1 地域畜産再編対策

#### (1) 地域畜産再編対策事業

畜産が地域農業の基幹的な部門になっている地域において、地域の創意と工夫を活かした地域の畜産の再編、活性化による地域農業の体质強化を図るために、次に掲げる事業を行った。

##### ア 地域畜産再編対策推進事業

###### (ア) 都道府県畜産再編推進指導

###### a 都道府県地域畜産再編推進

地域畜産再編を円滑に推進するため、都道府県段階における地域畜産再編協議会の開催及び地域畜産の再編及び活性化を図るために、地域畜産再編計画を作成する市町村等に対する指導等を行った。

###### b 担い手育成確保円滑化推進

関係機関と一緒に畜産経営の担い手の育成確保のための推進会議の開催、新規就農者等に対する離農跡地等の情報提供、講習等のあっせん・調整等の相談活動を行った。

###### c 実践技術講習等円滑化推進

新規就農者等に対する実践技術講習及び農村体験実習を行うための講習指針の作成、講習農家の選定、講習生の派遣、技術修得資金の給付等を行った。

###### (イ) 地域畜産再編推進指導

###### a 市町村地域畜産再編推進

市町村等が、地域畜産の再編及び活性化の推進のための検討会の開催、地域畜産の再編及び活性化の推進を内容とする地域畜産再編計画を作成するための調査及び当該計画に基づいて畜産農家集団の活動に対する指導等を行った。

###### b 離農跡地等継承円滑化推進

新規就農者等による離農跡地等の円滑な継承を図るために離農跡地検討委員会の開催、離農跡地等の調査、新規就農者等に対する離農跡地等の継承に係る相談、就農後の営農指導等を行った。

###### (ウ) 畜産担い手育成確保推進

###### a 新規就農者育成推進

実践研修施設の運営の安定化、実践研修の円滑化を図るために会議の開催、研修指導員の確保及び技術修得資金の給付等を行った。

###### b 畜産経営継承推進

###### (ア) 就農支援推進

農協等が農場の円滑な継承と新規就農者等の就農

の促進を図るために、経営継承が困難な農家等が有する農用地、施設等を借り入れ又は買い入れて、新規就農者等が確保されるまでの間の保全管理を行う場合に負担軽減を行った。

##### (б) 離農跡地継承推進

新規就農者等が離農跡地等を継承し経営が安定するまでの一定期間、経営維持に必要な資金を借り受けた場合に利子軽減を行うとともに、農協等が新規就農者等に転貸するために施設用地又は機械施設を一定期間賃借し、賃借料の一括前払いを行う場合等に負担軽減を行った。

##### (エ) 労働負担軽減推進

###### a 肉用牛生産組織育成推進

中核的な肉用牛繁殖経営の早急な育成を図るために、地域の組織化を図るために必要な地域内調整及び計画策定、組織的取組を普及定着させるための事業効果の把握及び啓発、普及のための資料の作成、子牛の共同育成並びに飼料及び堆きゅう肥の生産利用の共同化が定着するまでの間の初度的経費の負担軽減を行った。

###### b 法人経営体育成推進

労働時間の短縮等生産性の向上に資する経営体を育成するため、法人化等に伴う飼養規模の拡大や先進技術の導入のために必要な経営計画及び資金計画の策定に係る指導、経営部門の組み合わせ、資本構成及び所得配分に係る調整指導、優良事例の分析、啓発・普及資料作成、推進会議の開催等を行った。

##### (オ) 生産基盤強化推進

###### a 新生産システムモデル実践推進

生産コストの低減、労働時間の短縮等生産性の向上に資する新生産システムの啓発・普及のための資料作成、分析、推進会議の開催等を行った。

###### b 畜産総合支援システム確立推進

畜産経営の担い手を育成するとともに、地域全体の効率的生産に資する畜産総合支援システムを確立するため、既存支援組織の再編統合に係る協議会の開催、新たな受託組織に対応するための技術修得研修会等を行った。

###### c 高付加価値型畜産経営育成推進

乳製品及び肉製品の高付加価値化のための試作及び販売促進活動等を行った。

##### (カ) 地域畜産再編集団活動促進

地域内の畜産農家集団が地域畜産再編計画を基本として、共同作業、生産技術向上活動等組織的な活動を通じて地域畜産の再編・活性化を図る場合に必要となる経費の負担軽減を行った。

##### イ 地域畜産再編対策事業

## (ア) 畜産担い手育成確保対策

## a 新規就農育成対策

新規就農者等地域の畜産経営の担い手を養成するため実践的な家畜飼養技術、経営管理技術等の研修に必要な家畜飼養管理施設、飼料生産は場、研修生滞在施設等の整備を行った。

## b 畜産経営継承対策

## (a) 就農支援対策

農協等が、経営継続が困難な農家等から農用地、施設等を借り入れ又は買い入れて、新規就農者等の実践する場として利用に供するため必要な飼料生産は場の簡易な整備、家畜飼養管理用施設及び中古農業機械の整備等を行った。

## (b) 離農跡地継承対策

新規就農者等による離農跡地等の継承利用に必要な飼料生産は場の簡易な整備、家畜飼養管理用施設及び中古農業機械の整備等を行った。

## (イ) 労働負担軽減対策

## a 肉用牛生産組織育成対策

中核的な肉用牛繁殖経営の早急な育成を図るため、地域内で生産された子牛を同一育成方式により集団的に育成する共同育成施設及び繁殖めす牛の共同使用管理施設の整備、飼料基盤の簡易な整備、飼養規模を拡大する経営に必要な施設の整備並びに飼料及び堆きゅう肥の生産利用の共同化に必要な機械施設の整備を行った。

## b 法人経営体育成対策

労働時間の短縮等生産性の向上に資する法人経営体を育成するため、機械施設等の高度利用を図るために再編整備を行った。

## (ウ) 畜産総合支援システム確立対策

畜産経営の担い手を育成するとともに、地域全体の効率的生産に資する畜産総合支援システムを確立するため、新たな作業量の増加への対応に必要な機械施設の増設、一時的に家畜を受け入れるための簡易畜舎の整備及び作業の効率化に必要な情報機器等の整備を行った。

## (エ) 生産基盤強化対策

## a 共同利用施設整備

規模拡大等による経営体の育成、地域内での一貫生産体系の確立、優良な素畜の供給等を行うために必要な共同利用家畜飼養管理用施設及び飼料生産は場の整備を行った。

## (オ) 肉用牛生産効率化型

肉用牛（乳用種を含む）経営において、地域の実情に応じ、肉用牛生産行程の全部又は一部を効率化、

共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備及び飼料生産は場の整備を行った。

## (オ) 肉豚生産効率化型

養豚経営において、地域の実情に応じ、肉豚生産行程の全部又は一部を効率化、共同化するために必要な共同利用家畜飼養管理用施設の整備を行った。

## b 新生産システムモデル実践施設整備

労働時間の短縮等生産性の向上に資する新生産システムによる中核的な農家群を育成するため、家畜飼養管理等をモデル的に実践する新生産システムモデル実践施設の整備を行った。

## c 高付加価値型畜産経営育成対策

乳製品及び肉製品の高付加価値化のための機械施設及び展示販売施設の整備を行った。

## 2 畜産経営技術等推進対策

## (1) 畜産経営技術等推進対策事業

この事業は、畜産経営体の体质強化を図るために、次に掲げる事業を行った。

## ア 畜産経営技術高度化促進事業

経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体を育成するため、畜産経営体自らによる経営改善の取組への支援、地域における相談・指導窓口の設置、各分野の専門家からなるコンサルタント団の設置、経営体のレベル等に応じた畜産経営技術支援指導の実施、インターネットによる畜産情報提供、中央段階における指導用資料の作成等を行った。

11年度は47都道府県で実施し、事業実施主体である都道府県に対し2分の1以内の補助を、社団法人中央畜産会に対し定額の助成を行い、これに要した国庫補助金額は3億4,438万円であった。

## イ 畜産資材等効率利用推進指導事業

この事業は、畜産施設・機械及び生産資材の効率的な利用を促進し畜産資材等に係る費用を低減するため、関係機関が一体となった推進指導等を行った。

## ウ 家畜導入事業資金供給事業

畜産経営の安定と資源の維持・拡大等を図るために、市町村、農業協同組合等が繁殖牛（肉用牛、乳用牛）を計画的に導入するために導入家畜の購入資金に係る金利相当額等を助成する基金を造成する事業を実施し、これに要した11年度の国庫補助金額は3億3,616万円であった。

## (ア) 肉用牛群整備

肉用牛の産肉性等経済能力向上及び齊一化の促進並びに肉用牛資源の維持・拡大を図るために、次の事業を実施した。

**a 農協有等導入**

農業協同組合、農業協同組合連合会及び公社が事業実施主体となって、肉用繁殖雌牛の牛群を整備・増殖する意欲を有する者に一定期間（育成牛5年、成牛3年）貸し付けて適正に飼養管理させた後、その者に譲渡する事業を実施した。

**(イ) 高品質生乳生産牛群整備**

酪農経営の合理化及び高品質生乳の安定的生産等を図るために、乳用牛群総合改良推進事業により能力の判明した乳用牛群から生産された優良な乳用雌牛を、酪農家に一定期間（3年間）貸し付けた後、その者に譲渡する事業を実施した。

なお、乳肉複合を促進する観点から家畜を導入する酪農家は、貸し付けを受ける頭数以上の廃用牛の飼直し肥育を行う計画を有し、その計画の達成が確実と見込まれる者であるものとした。

**(2) 飼養管理等新技術普及対策事業****ア 自動搾乳システム実用化**

搾乳ロボットについて、実際の乳牛を用いた試験を重ねること等によりその実用化を推進し、酪農経営における労働時間の短縮と生産性の向上を図るために、次の事業を実施した。

**(ア) 自動搾乳システム実用化推進**

搾乳ロボットを核とする自動搾乳システムについて、事例調査、技術検討に基づく技術の体系化、我が国で活用するためのマニュアルの作成等を行う事業。

**(イ) 自動搾乳システム施設整備**

我が国での活用について技術的検討を行うために、自動搾乳システム施設（搾乳ロボット及び関連施設）の整備を行う事業。

**イ 大規模酪農繁殖ほ育システム定着化**

大規模経営におけるほ育労働の省力化を図るためにほ育ロボットの実用化及び大規模経営に適した繁殖管理技術の定着化のため、次の事業を実施した。

**(ア) 大規模酪農繁殖ほ育システム化促進**

ほ乳ロボットを用いた自動ほ育システム及び大規模経営に適した繁殖管理技術について、事例調査、技術的検討マニュアル作成等を行う事業。

**(イ) 大規模酪農繁殖管理技術普及推進**

地域の獣医師、家畜人工授精師等からなる指導チームによる農家指導、繁殖関連新技術の普及推進等を行う事業。

**(ウ) 大規模酪農ほ育・育成システム定着化推進**

ほ乳ロボットを用いた自動ほ育システムについて、地域の状況にあった共同利用法の検討等、普及推進のための技術的検討を行う事業。

**(エ) 大規模酪農ほ育・育成システム整備**

ほ乳ロボットを用いた自動ほ育システムについての技術的検討を行うために必要な施設の整備を行う事業。

**3 環境保全型畜産確立対策****(1) 環境保全型畜産確立対策事業**

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用を促進し、環境保全型の農業を推進するため、次に掲げる事業を行った。

**ア 環境保全型畜産確立推進****(ア) 環境保全型畜産推進**

家畜ふん尿処理利用施設の整備の推進及び畜産経営に対する環境対策に係る指導の強化を図るために、家畜ふん尿処理利用施設に関する整備計画の策定、家畜ふん尿処理利用施設の管理状況等に関する実態調査、環境規制の厳しい地域や苦情発生経営体における排出水の水質及び臭気の検査並びに家畜ふん尿処理利用施設等の改善整備、環境汚染防止技術に関する指導等を行った。11年度は、46都府県で実施した。

**(イ) 地域環境保全型畜産推進**

家畜ふん尿の適切な処理及び耕種部門での堆きゅう肥等の利用を促進するため、地球環境保全型畜産推進計画の策定、畜産環境保全に関する啓発活動、家畜ふん尿処理施設の整備等に係る企画等を行った。

11年度は、38市町村で実施した。

**イ 資源循環型畜産確立推進****(ア) 広域畜産リサイクルセンター活用推進**

地域の家畜ふん尿の効率的な処理のため、高品質な堆きゅう肥の生産等に関する技術修得、堆きゅう肥の流通を円滑に行うための集団活動等を行った。

11年度は、1地区で実施した。

**(イ) 有機質資源循環利用促進**

畜産業が核となって地域の有機質資源の有効利用を推進するため、有機質資源循環利用検討会の開催、地域資源の活用調査、未利用資源、堆きゅう肥等の成分分析、地域資源の有効利用の促進のための計画の策定、啓発普及等を行った。

11年度は6地区で実施した。

**(ウ) 低環境負荷型畜産システム促進**

堆きゅう肥の敷料利用、浄化処理水の再利用及び悪臭防止型家畜飼養管理施設等の整備を行う低環境負荷型畜産システムの導入を促進するため、実用化検討会の開催、システムの導入効果の調査分析、システムの普及啓発等を行った。

11年度は2地区で実施した。

#### ウ 家畜ふん尿処理技術実用化調査事業

新しい家畜ふん尿処理技術の普及に際しての問題点を解明し、家畜ふん尿の良質堆肥化と土壤還元による有効利用を推進するための技術体系の確立を図るとともに、浄化処理、脱臭処理等の新技術、有用微生物等の新素材利用技術、良質堆きゅう肥の製造、流通技術等の実証調査、飼料作物への堆きゅう肥の施用基準の策定等を行った。

11年度は、23府県で実施した。

#### エ 堆肥流通利用推進事業

堆きゅう肥のより一層広域的な流通及び利用の促進を図るため、都道府県域における堆肥需給マップの作成、生産技術共励会の開催、投入効果の実証展示、地域における堆肥センターの運営上の問題点の改善、都市住民との交流会の開催等の次の(ア)～(エ)の事業を行った。

##### (ア) 堆肥需給マップの作成

堆きゅう肥のより一層の利用促進を図るため、供給者と需用者のリストからなる堆肥需給マップを作成するとともに、利用促進シンポジウムの開催等。

##### (イ) 堆肥流通効率システム確立

地域において、堆きゅう肥流通の効率化を図るために、需給動向調査、インターネットのホームページの作成、生産技術共励会、実証ほの設置、成分分析等。

##### (ウ) 堆肥センター運営等改善対策

堆肥センターの運営上の問題点について改善するための検討会等。

##### (エ) 堆肥流通利用モデル推進

畜産のイメージアップと畜産経営の安定的発展を図るために、都市住民との交流会の開催等。

11年度は、上記の(ア)～(エ)について、それぞれ、20地区、53地区、4地区、10地区で実施した。

#### (2) 環境保全型畜産確立対策事業

家畜ふん尿の良質堆きゅう肥化等適正な処理により畜産環境の保全を図りつつ、家畜ふん尿処理の効率化による畜産経営の体質強化並びに耕種農家及び耕種地域における堆きゅう肥の利用の促進による環境保全型農業の推進を図るため、次に掲げる事業を行った。

##### ア 広域畜産リサイクルセンター整備対策

家畜が濃密に飼養されている地域等において、家畜ふん尿の効率的処理と堆きゅう肥の流通を促進するため、基幹堆肥化施設及び予備調整施設からなる広域畜産リサイクルセンターの整備を行う。

11年度は、3地区で実施した。

##### イ 地域畜産環境整備対策

地域内で家畜ふん尿の適切な処理及び耕種経営との連携による合理的な家畜ふん尿処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備、地域の有機質資源の有効活用施設整備等次に掲げる事業を行う。

##### (ア) 一般地域型

畜産経営の組織化・集団化又は畜産経営と耕種経営の連携により家畜ふん尿の適正な処理利用を推進するため、家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う。

##### (イ) 特定地域型

環境規制の厳しい地域において、緊急に高度な家畜ふん尿処理利用機械施設等の整備を行う。

##### (ウ) 地域資源有効利用型

地域の有機質資源を受け入れ、家畜ふん尿と合わせて堆肥化するために必要な原料受入施設、前処理施設等の整備と併せて既存の堆肥化施設の補改修を行う。

11年度は(ア)～(ウ)の事業について、それぞれ7地区、94地区、3地区で実施した。

##### ウ 畜産経営移転促進

畜産環境保全に必要な経営移転等の促進を図るために、共同利用家畜飼養管理用施設等の整備を行う。

11年度は、1地区で実施した。

#### エ 資源有効利用畜産促進対策

##### (ア) 有機質資源循環型利用対策

畜産経営が核となって地域における有機質資源の循環システムを構築するため、家庭の生ゴミ等と家畜ふん尿の一体的な堆肥化施設、木材くず等の敷料化施設等の整備を行う。

##### (イ) エネルギー利用型

家畜ふん尿のエネルギー利用を推進するため、メタン発酵施設、燃料熱利用施設、固形燃料化施設等の整備を行う。

##### (ウ) 低環境負荷型畜産システム実用化

近年の環境規制の強化や混住化の進展に対応するため、堆きゅう肥を敷料として再利用するシステム、浄化処理水を畜舎洗浄水等として再利用するシステム、悪臭防止型家畜飼養管理施設等の整備を行う。

11年度は、(ア)～(ウ)の事業について、それぞれ3地区、1地区、4地区で実施した。

## 4 経営効率化機械緊急整備対策

### (1) 経営効率化機械緊急リース事業

経営効率化機械緊急整備対策として、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う国際環境の変化に対応し、ゆとりある生産性の高い畜産経営を緊急に育成するため、労働時間の短縮等に必要な近代的・省力的な

飼養管理関連機械を個別経営体にリース方式によって導入するとともに、これらの先進的な機械を導入する上で必要となる施設を一体的にリースする事業のモデル的に推進を行った。

11年度は、国庫補助金額2億8,333万円を基金造成した。

## 5 畜産経営関係主要資金の融通

### (1) 農業近代化資金

昭和36年に制定された農業近代化資金は、平成9年度においては、畜産関係で256億円(利子補給承認ベース)が融資された。

表6 農業近代化資金融資実績

(単位：百万円)

区分	7年度	8年度	9年度
畜産関係施設等	7,510	8,498	9,884
農機具等	2,914	2,284	2,116
家畜購入	9,337	9,988	11,216
(うち肥育素畜等)	6,520	8,112	8,487
家畜育成	1,688	476	2,319
(うち肥育牛)	1,585	196	2,256
中小農家規模拡大	0	125	86
小計	21,450	21,369	25,622
農業近代化資金総額	176,217	164,817	139,140

これは農業近代化資金融資額の18.4%を占めており、8年度の融資額214億円に比べて42億円増加した。

この内訳をみると、畜舎等の施設に対する融資額は13億8,600万円増加して98億8,400万円に、農機具等に対する融資額は1億6,800万円減少して21億1,600万円に、家畜の購入についての融資額は12億2,800万円増加して112億1,600万円に、家畜の育成についての融資額

表7 農業近代化資金による家畜購入等の内訳

(単位：百万円)

区分	7年度	8年度	9年度
家畜導入資金			
乳牛	1,568	1,406	1,501
豚	191	86	267
乳牛以外の牛	604	5	961
馬、めん羊、山羊	455	378	0
計	2,817	1,875	2,729
特認資金(肥育素畜等)			
肥育牛	6,464	8,076	8,254
肥育豚	14	4	2
鶏	42	32	227
計	6,520	8,112	8,487
家畜育成資金			
乳牛	33	27	30
繁殖豚	53	0	2
繁殖用肉牛	17	253	32
肥育牛	1,585	196	2,256
計	1,688	476	2,319

は18億4,300万円増加して23億1,900万円であった。

### (2) 畜産経営環境調和推進資金

11年度に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、畜産経営環境調和推進資金が創設された。

本資金は、旧来の畜産経営環境保全資金の内容に共同利用施設の設置に対する融資が加わる等拡充されたかたちとなっている。なお、これに伴い、畜産環境保全資金は廃止された。

11年度の融資実績は3件、5億1,600万円であり、その内訳は、非補助事業4億円、共同利用1億1,600万円であった。

### (3) 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

6年度に創設された本資金は経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営展開を図るために必要な資金の融通を行った。

11年度の畜産関係融資実績は、951件274億円で、前年度に比べると46億2,200万円減少した。

また、畜産関係融資は融資額全体の54.1%を占め、その内訳は、酪農23.3%、肉用牛6.4%、養豚11.2%、養鶏11.2%であった。

### (4) 農業改良資金

31年度の農業改良資金制度発足以来、技術導入資金は、農業者が自立的に、能率的な農業技術を導入するうえで重要な役割を果している。その後、本制度の充実・強化が図られてきたが、特に60年度には、能率的な技術とともに合理的な生産方式の導入及び促進を図るため、従来の技術導入資金を生産方式改善資金に改編し、新たに畜産振興資金等の資金種目を新設するなどの措置が講じられた。また61、元、4、7年度には、畜産振興資金が拡充されるなどの資金内容の充実が図られた。

このうち、畜産関係の概要は次のとおりである。

#### ア 生産環境改善資金

本資金は、農業生産に伴う生産環境の悪化を防止するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに要する資金を貸付けるもので、畜産関係(畜舎内衛生管理技術、家畜排せつ物処理技術)の11年度貸付実績は6,400万円であった。

#### イ 畜産振興資金

本資金は、酪農及び肉用牛生産の振興・合理化を推進するため、59年度に畜産振興資金供給事業として発足し、60年度には、合理的な農業の生産方式の導入を

表8 畜産経営環境保全資金融資実績

	酪農		肉用牛		養豚		養鶏		その他		(単位:件, 百万円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
9年度補助	1	3	—	—	3	555	1	55	—	—	5	613
非補助	10	33	6	23	—	—	1	3	—	—	17	59
計	11	36	6	23	3	555	2	58	—	—	22	673
10年度補助	—	—	—	—	—	—	2	201	—	—	2	201
非補助	5	9	2	13	4	120	3	149	1	13	15	305
計	5	9	2	13	4	120	5	350	1	13	17	506
11年度補助	—	—	—	—	1	188	—	—	—	—	1	188
非補助	—	—	—	—	—	—	2	147	—	—	2	147
計	—	—	—	—	1	188	2	147	—	—	3	335

表9 畜産経営環境調和推進資金融資実績

	酪農		肉用牛		養豚		養鶏		畜産計		(単位:件, 百万円)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
11年度補助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非補助	—	—	—	—	—	—	1	400	1	400	—	—
共同利用	—	—	—	—	—	—	2	116	2	116	—	—
計	—	—	—	—	—	—	3	516	3	516	—	—

表10 農業経営基盤強化資金融資実績

	酪農		肉用牛		養豚		養鶏		畜産計		農業経営基盤強化資金計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
9年度	893	16,378	147	4,282	167	8,274	88	5,325	1,319	35,156	5,055	77,040
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10年度	711	12,533	124	4,783	153	106	106	1,116	1,116	32,000	3,424	58,742
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11年度	602	11,779	115	3,265	122	93	93	6,399	951	27,378	2,893	50,651
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図るための資金（生産方式改善資金）として農業改良資金制度に位置付けられた。

61年度には、低廉な牛肉に対する需要の増大に応えた肉用牛生産の改善を促進するため、繁殖牛の購入・育成費を、元年度には、牛肉の自由化等我が国農業の国際化の進展を踏まえ、酪農関係施設・機械の購入・設置及び肥育素牛の購入・育成費を新たに貸付対象に加えるとともに、貸付枠を230億円に拡大した。

また、4年度には、優良乳用牛の購入・育成に要する経費、7年度には、豚関係施設・機械及び種豚の購入に要する経費を新たに貸付対象に加えた。

11年度の貸付枠は222億円で、具体的な内容は次のとおりである。

#### (ア) 貸付対象者

3人以上の大家畜経営者等による飼料自給度の向上、飼養規模の拡大、飼養管理方法の改善を内容とする取決めに基づく共同活動を行う者

#### (イ) 資金の内容

#### a 飼料自給度の向上を図るために必要な資金

(a) 飼料生産に係る施設・機械の購入・設置に必要な資金

(b) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金

b 乳牛の飼養管理方式の改善を図るために必要な資金

(a) 酪農関係施設、機械の購入・設置資金

(b) 乳牛を購入するために必要な資金

(c) 乳牛を育成するために必要な資金

c 肉用牛の飼養規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(a) 肉用牛関係施設、機械の購入・設置に必要な資金

(b) 肉用牛を購入するために必要な資金

(c) 肉用牛を育成するために必要な資金

d 豚の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

- (a) 豚関係施設、機械の購入・設置に必要な資金
  - (b) 種豚を購入するため必要な資金
- なお、11年度の貸付実績は、21億3,600万円となって  
いる。

## 6 中央畜産技術研修

国及び都道府県等の畜産技術者を対象とした中央畜産技術研修会を中央畜産研修施設（福島県西白河郡西郷村）において実施した。

都道府県、市町村、地方農政局、畜産関係団体及び家畜改良センター等の畜産関係職員を対象として畜産に関する高度な知識を付与し、技術水準を高めるとともに、技術能力の増大と業務の効率化を促進することを目的に、技術職員の再訓練のための特別研修及び畜産に関する高度な学理及び新技術を修得させることとしている。

また、都道府県の職員においては、各都道府県段階において実施する畜産技術研修会の主軸講師として伝達研修を行うことにより、新しい技術が速やかに末端まで浸透するようにしている。

11年度は、新任畜産技術職員、畜産行政、管理者、畜産統計処理(I)(II)、国際化対応、情報処理システム開発入門、草地開発整備、畜産会計、畜産経営診断、畜産施設・機械、肉用牛、畜産環境保全(I)(II)、草地・自給飼料、畜産経済、酪農、畜産新技術、養鶏、養豚、畜産物の安全性の各部門(21講座)について短期研修(各3~12日間延べ108日)を実施し、合計734名が受講した。

## 7 そ の 他

### (1) 認可団体畜産活性化総合対策推進指導事業

#### ア 農協営農指導普及啓発推進

農協系統団体が行う畜産物の生産合理化等に関する営農指導活動の普及・啓発について一層の推進を図るため、農協営農指導方式の改善及び拡充、畜産物の生産合理化を図る重点施策のキャンペーン、畜産経営の改善向上を促進する農協事業等の優良事例の紹介、農協系統に対する巡回指導を行う事業である。

11年度は、これに要した経費について事業主体である全国農業協同組合中央会に対し国庫補助金額217万円を助成した。

## 第6節 自給飼料対策

### 1 総説

WTO協定実施に伴う国際化の一層の進展、最近における畜産物の需給及び価格の動向、畜産経営の動向等我が国の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して、飼料基盤に立脚した大家畜畜産経営を育成するため、農家の自主的な創意工夫を活かしつつ、自給飼料生産コストの引き下げ、飼料自給率の向上及び畜産環境の総合的整備を推進することを基本として、10年度においても、引き続き、草地畜産基盤整備事業、畜産基盤再編総合整備事業、畜産環境総合整備事業等の畜産公共事業を畜産再編総合対策と併せて総合的に実施した。

新たに、家畜排せつ物処理施設のみの整備ができる要件の設定、家畜排せつ物処理機械施設の整備に係る補助率が特例となる地域の拡大等を行った。

また、日本型放牧技術を取り入れた実践的なモデル経営の育成、大規模に転作田等を活用した飼料生産システムの確立、水田の飼料基盤としての高度利用を推進するための実証調査、地域に適した優良品種の選定・普及を促進する体制の整備等を行った。

このほか、引き続き、畜産振興資金について飼料自給率の向上を図るために必要な資金の貸付けを行うとともに、優良種子の安定的な供給確保を図るために家畜改良センターにおいて飼料作物種子供給確保対策を実施した。

### 2 草地開発整備対策

#### (1) 草地開発整備関係調査

##### ア 草地開発技術調査

草地開発事業を円滑に推進するため、効率的かつ効果的な草地の造成・整備に関する技術的課題について調査究明した。11年度は草地造成整備工法を確立するため、草地排水整備高度化工法確立調査、沖縄草地開発特別技術調査の2調査を実施した。(3,000万円)

##### イ 草地開発基本調査

草地開発事業等の円滑な推進に資するため、事業実施上の技術的及び社会経済的課題の解明等のための調査を行った。11年度は、低コスト肉用牛生産基盤開発調査、草地資源高度利用整備手法確立調査、新放牧システム確立調査、草地管理指標の改定及び事業効果検討調査を実施した。(1億2,310万円)

##### ウ 畜産環境整備技術調査

畜産環境総合整備事業の円滑かつ効率的な推進に資

するため、畜産主産地や混住化地域等で深刻な問題となっている畜産悪臭防止技術について、微生物等を利用した悪臭防止施設整備指針を確立するための調査検討を実施した。(1,000万円)

#### エ 畜産環境基本調査

混住化地域や環境規制地域において、畜産経営が周辺の環境に及ぼす影響等を調査し、家畜排せつ物の土地還元利用による土地生産力の増強と畜産経営の合理化を図るための方策を見いだし、周辺地域と調和のとれた畜産経営の健全な発展を図るために調査を7地区で実施した。(1億500万円)

#### オ 草地基盤再編整備基本調査

土地利用の集積・団地化を通じた草地等飼料生産基盤の拡大と再編整備を推進するため、基本構想の策定等を行う調査を7地区で実施した。(1億500万円)

#### カ 中山間地域活性化畜産基盤整備調査

畜産振興を核とした中山間地域の活性化を図るために、畜産と他分野との連携・協調による畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進する構想を策定し、畜産基盤の多面的な機能の活用の可能性、手法、対策等についての調査を2地区で実施した。(4,000万円)

#### キ 農林地畜産的利用等調査

林野等を活用した放牧利用を推進するため、新技術及び今後実用化が期待される技術について、地域条件に応じた整備手法を確立するための調査検討を行った。(2,100万円)

#### ク 草地開発基本調査（補助調査）

草地開発等の適地を選定するため、草地の造成改良可能面積が10ha（沖縄5ha）以上存在すると認められる地域において、都道府県が草地の開発、利用の方式を明らかにする草地利用方式調査及び土壤の理化学的諸性質、植生等を明らかにする土壤調査を2地区（国庫補助金1,000万円（補助率50%以内））で実施した。

#### ケ 団体営草地開発整備調査（補助調査）

沖縄県において、団体営草地開発整備事業を実施しようとする者の申請に基づき県が開発利用方式を検討して、事業及び資金計画等の策定を行う調査を2地区（国庫補助金200万円（補助率50%以内））で実施した。

#### コ 公共牧場開発整備基礎調査（補助調査）

公共牧場の建設が周辺環境におよぼす影響等の事前調査（設置基礎調査）及び既存牧場の有効利用を図るための対策調査（再編整備調査）を実施し、適切な開発方式と牧場間の機能分担方式等による再編整備についての検討を2地区（国庫補助金1,000万円（補助率50%以内））で実施した。

#### サ 草地整備改良事業調査（補助調査）

飼料基盤等の土地利用集積の促進、大型機械による効率的な作業が可能な基盤の整備等による粗飼料の低成本生産を推進するため、飼料基盤の整備に係る基礎調査、農地流動化に関する農家の意向調査及び事業構想の策定等を6地区（国庫補助金3,000万円（補助率50%以内））で実施した。

#### シ 畜産経営環境整備基礎調査（補助調査）

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、畜産経営環境整備事業の指針とするため、畜産経営の概況、家畜排せつ物の処理状況等を、特に家畜排せつ物の土壤還元による環境汚染の防止と土地生産力の維持増強を推進する観点からの調査を7地区（国庫補助金3,500万円（補助率50%以内））で実施した。

#### (2) 草地畜産基盤整備事業

草地畜産基盤の開発整備を総合的に推進するため、次の事業を136地区で実施した。（国庫補助金87億3,750万円）

##### ア 道営草地改良整備事業

北海道において、草地管理利用機械の大型化に対応して草地畜産経営の合理化及び生産性の向上を図るために、既存の草地の整備改良と、これに関連する草地の造成改良及びこれら草地に附帯する施設の整備を一体化的に実施した。

##### (ア) 事業の規模

事業完了後の受益面積が500ha（中山間地域にあっては250ha）以上（このうち、飼料生産基盤として一体的に利用される輪作畑については、その面積の1/3を受益面積として算定することができる（ただし、受益面積の20%以内））

##### (イ) 補助率50%

##### イ 都道府県営公共牧場整備事業

公共牧場の利用の高度化を図るために、集約草地への転換等牧場の整備を総合的に実施した。

##### (ア) 事業の規模

a 既存草地面積が100ha（北海道250ha）以上、ただし、中山間地域（北海道除く）50ha以上

b 造成改良又は整備改良される草地面積30ha（北海道100ha）以上、ただし、中山間地域（北海道除く）15ha以上

c 完成年度から起算して5年以上経過していること

d 都道府県の場合は、複数の市町村を対象として公共牧場の整備利用計画が樹立されていること

##### (イ) 補助率

内地 50%, 1/3

北海道 52%, 50%, 1/3

ウ 担い手育成草地整備改良事業及び担い手育成草地流動化促進事業

担い手農家への土地基盤の集積、大型機械の効率的な作業が可能な飼料基盤等を整備する事業を実施するとともに、当該事業の農家負担分について無利子資金の貸付け、及びほ場の連担化や長期の利用権等設定の促進等を行った。

(ア) 担い手育成草地整備改良事業

a 事業の規模

次のすべての要件を満たすこと

(a) 活性化計画の策定等により地域の基盤集積への取組み等が明らかであること

(b) 担い手農家への土地利用の集積（作業委託を含む）の増加率が家畜飼養頭数の増加率を上回ることが確実であること

(c) 事業完了後の受益面積が30ha（北海道200ha）以上であること

b 補助率 50%

(イ) 担い手育成草地流動化促進事業のうち担い手育成草地集積事業

a 貸付額 対象事業費の10%相当以内

b 償還期間 25年（うち据置10年）以内

c 貸付利率 無利子

(ウ) 担い手育成草地流動化促進事業のうち高生産性草地流動化事業

a 事業の規模

(a) 対象事業を実施する区域を含む地区であって、草地面積が45ha（北海道300ha）以上であること

(b) 地区面積に対し対象事業を実施する区域の面積が過半を占めていること

b 補助率 50%

エ 国営等草地開発附帯事業

国営又は都道府県営草地開発事業で造成された草地について生産性の高い牧場を建設するため、隔離物、家畜保護施設等の利用施設の整備等を実施した。

補助率

内地 50%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

オ 団体営公共牧場整備事業

畜産経営の合理化を図るため、地方公共団体等が草地の造成改良、草地及び飼料畑の整備改良、草地保全整備、野草資源及び放牧林地の有効利用を図るために施設整備等を一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

a 造成改良面積が10ha（小規模特定地5ha）以上

b 造成改良面積が5ha以上及び整備改良を併せて事業完了後付面積30ha（北海道50ha、離島、沖縄、奄美20ha）以上

c 整備改良面積が10ha（小規模特定地5ha）以上

d 野草地受益面積が20ha以上

e 放牧林地受益面積が100ha（別に定める地域の肉用牛地区にあっては50ha）以上

f 草地保全受益面積が10ha（小規模特定地5ha）以上、野草地にあっては20ha以上

(イ) 補助率

内地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 55%, 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 45%, 1/3

カ 農業公社牧場設置事業

畜産適地において、高能率な畜産経営の展開を図るために、農業公社が用地を確保して高能率の牧場を建設整備し、これを熱意ある農家等に対し譲渡又は貸付を行った。

(ア) 事業の規模

a 次のいずれかを満たすこと

(a) 草地造成改良面積が10ha（小規模特定地5ha）以上

(b) 造成改良及び整備改良面積の合計が15ha（小規模特定地7.5ha）以上

b 事業参加者数5人以上（特に必要と認める場合にあっては3人以上）

(イ) 補助率

内地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島・沖縄・奄美 50%, 1/3

キ 団体営公共牧場整備事業

地域における大家畜生産振興の核として公共牧場の効率的利用を促進するため、公共牧場の草地及び牧場施設の整備ならびに冬里生産基盤の一体的整備を行った。

(ア) 事業の規模

a 既存草地面積が30ha（北海道50ha）以上。中山間地域の場合は15ha（北海道25ha）以上

b 事業完成年度から起算して5年以上経過

c 造成改良又は整備改良面積が10ha以上

d 関係集落の整備と併せて行う場合、当該集落が以下の条件を満たしていること。ただし、公共育成牧場の一部を関係集落の冬里飼料基盤として活用させる場合(a)の条件を満たすこと

- (a) 事業完了後、飼料作付面積30ha以上
- (b) 造成改良又は整備改良される面積10ha（小規模特定地5ha）以上
  - e 全体事業費に占める生産基盤事業費が100分の50以上
  - f 放牧用道路整備を行う場合、放牧地面積20ha、かつ、道路延長500m以上
  - g 放牧用用水整備を行う場合、受益面積が30ha（北海道50ha）以上。中山間地域の場合15ha（北海道25ha）以上。

(イ) 補助率

内 地	50%, 45%, 40%, 1/3
北海道	50%, 45%, 1/3
離島・沖縄・奄美	50%, 1/3

ク 小規模草地開発整備事業

小規模な飼料基盤の造成整備、公共牧場等の放牧地及び放牧利用施設の整備を畜産再編総合対策と一体的に実施した。

(ア) 事業の規模

次のいずれかを満たすこと

- a 飼料畑、放牧地の造成面積が1ha以上10ha未満
  - b 草地整備改良受益面積5ha以上。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1ha以上
  - c 既耕地の飼料基盤としての整備受益面積が1ha以上10ha未満。ただし、草地又は飼料畑の造成改良と併せ行う場合、これらを併せた受益面積1ha以上
  - d 公共牧場等の放牧地受益面積が5ha以上
- (イ) 補助率 50%

(3) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料基盤に立脚した効率的な経営体を重点的に育成するとともに、これを核とした畜産主産地の再編整備を図るため、担い手への草地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を81地区（国庫補助金119億3,610万円）で総合的に実施した。

ア 事業の規模

次の要件を満たすこと

- (ア) 事業参加者が10人（中山間地域5人）以上、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）2,000頭（中山間地域1,000頭）以上の地区であって、認定農業者及びこれに準ずる経営体が地区の畜産生産の1/2以上を占めること

(イ) 再編整備型事業にあっては、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が30ha以上、うち、草地の集積等又は経営移転等に係る土地の合計面積が15ha以上であること

(ウ) 中山間地域型事業にあっては、畜産生産を主体とした活性化構想が樹立された中山間地域で実施され、かつ、草地の造成改良及び整備改良の合計面積が15ha以上で、地域活性化に資する施設の設置を伴うこと

イ 補助率

内地・北海道	50%
沖縄	2/3, 50%

(4) 畜産基地建設事業

土地資源に恵まれた地域において、農用地等の造成、道路等の基本施設の整備、農業用施設整備、農機具導入を総合的に実施することにより大家畜畜産の安定的発展を図るとともに、併せて畜産經營に起因する環境問題が懸念される豚及び鶏の中小家畜の經營移転を推進し、高能率な畜産經營群の育成を図ることによって、地域畜産の活性化と畜産物の安定供給に資する畜種複合型の事業を1地区（国庫補助金21億600万円）で実施した。

ア 事業の規模

農用地造成面積150ha以上で、かつ、家畜飼養頭数（豚換算）1万頭以上

イ 国の負担率 55%

(5) 畜産環境総合整備事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、畜産經營に係る生産基盤の整備と生活環境の改善を総合的に推進するため、畜産環境整備事業65地区（国庫補助金71億990万円）及び地域活性化環境整備事業25地区（国庫補助金20億7,500万円）を実施した。

ア 畜産環境整備事業

(ア) 畜産經營環境整備事業

畜産經營に起因する環境汚染の防止と畜産經營の合理化を図るために、家畜排せつ物還元用草地等の基盤整備、家畜排せつ物処理施設等の整備を実施した。

ア 事業の規模

(ア) 一般地域型

① 家畜排せつ物還元受益農用地面積が10ha（うち基盤整備費に係る受益面積5ha）以上（豚、鶏の移転の場合は、それぞれ家畜排せつ物還元受益農用地面積5ha、3ha以上（うち基盤整備費に係る受益面積2.5ha、1.5ha以上））

② 養畜の業務を営む者5人以上

（次の要件をすべて満たす場合は都道府県等が実施）

① 旧市町村の範囲以上の広がりをもつ地域で家畜飼養頭数2,000頭以上

② 基盤整備費に係る受益面積が50ha以上

③ 養畜の業務を営む者10人以上

(b) 特定地域型

次のいずれかの要件に該当する地域であって、家畜飼養頭数2,000頭以上から生じる畜産汚水等があり、これの処理が必要と認められる地域

① 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

② 水質汚濁防止法第3条第1項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域又は第4条の2第1項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

③ 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

④ 濱戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定に基づく関係府県の区域

⑤ 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定に基づく指定地域

⑥ 畜産局長が別に定める水質規制地域

b 補助率

内地、北海道、離島 50%, 1/3

沖縄 50%, 60%, 1/3

(イ) 畜産環境整備特別対策事業

混住化の進展等に対処して地域の生活環境の改善と畜産経営の発展を図るために、畜産経営の生産基盤の整備と環境保全林、緑地帯等周辺環境の整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭(水質等環境規制地域1,000頭)以上

(b) 養畜の業務を営む者10人(水質等環境規制地域5人)以上

(c) 事業参加者の整備する施設と至近住宅との間の距離が100m未満であって、かつ、両者の間に幅10m以上の環境保全林がないときは、整備する施設と同等以上の面積を有する環境保全林を確保すること

(d) 基盤整備、施設整備及び周辺環境整備に係る受益面積が30ha以上(事業参加者のうち、畜産経営を移転する者が全体の1/2以内である場合は10ha(ただし、水質等環境規制地域において事業を実施する場合を除く。)以上)。

b 補助率

内地、北海道 50%, 1/3

沖縄 60%, 50%, 1/3

(ウ) 畜産地域環境負荷軽減対策事業

畜産経営に起因する地下水汚染防止等の環境対策の推進により畜産経営の維持発展を図るため、基盤整備

と施設整備を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 事業実施に係る受益面積30ha以上

(b) 養畜の業務を営む者5人以上

(c) 事業参加者の家畜飼養頭数2,000頭以上

(d) 水道水源として利用されている地下水等に係る硝酸性窒素等の測定値が指針値等を上回っていること。

b 補助率

内地、北海道 50%

沖縄 60%, 50%

イ 地域活性化環境整備事業

(ア) 林野活用畜産環境総合整備モデル事業

中山間地域等における畜産基盤の整備と生活環境の改善を一体的に推進するため、当該地域に賦存する農林諸資源を有効に活用する農林協調型の林野活用による高度放牧林地、道路整備等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 林野活用畜産基盤整備調査の実施地域であり、かつ中山間地域等であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 造成又は整備される草地、高度放牧林地、混牧林地及び事業完了後の受益面積の合計が100ha(北海道250ha)以上(一体利用輪作畠1/3算定(受益面積の20%以内)、高度放牧林地整備1/2算定、放牧林地整備1/10算定)

(c) 高度放牧林地又は混牧林地整備20ha

(北海道50ha)以上

(d) 家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(e) 養畜の業務を営む者10人以上

b 補助率 50%, 40%, 1/3

(イ) 草地畜産活性化特別対策事業

中山間地域等において、畜産経営の安定的発展と地域活性化を図るために、草地景観を活用した交流拠点等の整備と草地基盤の整備、生活環境の改善等を一体的に実施した。

a 事業の規模

(a) 中山間地域であって、酪農・肉用牛近代化計画を策定している市町村

(b) 隣接する市町村の区域内にあり、かつ、土地利用状況が草地に特化している地域

(c) 草地を中心とした景域保全のための基本構想が樹立されている地域であって、都道府県知事が認めた地域

(d) 家畜飼養頭数(豚換算)2,000頭以上

(e) 本事業完了後の草地面積が100ha(北海道300

ha) 以上見込まれる地域

(f) 本事業によって造成改良または整備改良される草地面積が30ha（北海道100ha）以上

b 補助率 50%, 1/3

(ウ) 公共牧場機能強化事業

公共牧場の生産機能の強化と併せ、その緑資源の地域住民への提供等により、公共牧場の管理運営の円滑化、地域活性化を図るために、草地等基盤、利用施設、防護柵等環境保全施設の一体的な整備を実施した。

a 事業の規模

(a) 既存草地面積が30ha（北海道50ha）以上

(b) 草地造成又は整備改良面積が10ha以上

(c) 都道府県知事が定める「公共牧場利用促進計画」に適合すること

(d) 同一市町村内に本事業の実施牧場が存しないこと

b 補助率

内地 50%, 45%, 40%, 1/3

北海道 50%, 45%, 1/3

離島、沖縄、奄美 50%, 1/3

(6) 国営草地開発事業

土地改良法の規定により、国営草地開発計画に基づき、国が基本施設の整備（草地造成改良、道路等整備、雑用水施設整備、用排水施設整備）を1地区（事業費4億円）で実施した。

ア 事業の規模

(ア) 草地造成改良面積400ha以上で一団地の面積おむね100ha以上

(イ) 一の申請人150ha以上

イ 国の負担率 70%（北海道）

### 3 飼料作物生産振興対策

飼料作物の生産性向上の向上及び利用の促進を図るために、畜産再編総合対策において、次の事業を実施した。

(1) 山地畜産確立推進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るために推進活動等を実施（国庫補助金3,130万円）した。

(2) 山地畜産確立促進事業

野草等の飼料資源を活用し、放牧利用を主体とした山地畜産の確立を図るために、草食性家畜を活用した飼料基盤の造成整備を実施（国庫補助金1億1,650万円）した。

(3) 自給飼料生産総合推進事業のうち

効率的飼料生産推進

飼料生産利用等の効率化を図るために、効率的飼料生産促進プランの作成、飼料生産組織活動支援等を実施（国庫補助金2億4,955万円）した。

(4) 効率的飼料生産促進事業

飼料生産請負組織等による飼料生産の効率化を図るために、飼料作物生産条件の整備、機械施設の整備等地域の実情に合わせた総合的な条件整備を実施（国庫補助金6億7,410万円）した。

(5) 日本国型放牧モデル経営実践推進事業

日本型放牧モデル経営を育成し、周辺地域への経営実証を通じた日本型放牧の普及・定着を促進するための技術研修会等を実施し（国庫補助金4,980万円）した。

(6) 日本国型放牧モデル経営実践対策事業

日本型放牧モデル経営を育成し、周辺地域への経営実証を通じた日本型放牧の普及・定着を図るために放牧利用条件の整備を実施（国庫補助金1億9,945万円）した。

(7) 耕作放棄地等活用畜産振興推進事業

中山間地域における繁殖牛の放牧等の推進を図るために、耕作放棄地・林地等を活用した畜産的土地利用のための検討、普及・啓発のための資料の作成、耕作放棄地・林地等の集積・土地利用方策の検討及び放牧を実施（国庫補助金998万円）した。

(8) 耕作放棄地等活用畜産振興促進事業

中山間地域における繁殖牛の放牧等の推進を図るために、耕作放棄地・林地等の集積を支援し、農村地一体で放牧地等として活用するための生産条件の整備等を実施（国庫補助金5,881万円）した。

(9) 飼料利用高度化施設整備事業

粗飼料、濃厚飼料を通じた飼料費の低減及び飼料の安全性の確保を図るために、飼料分析施設、飼料供給施設の整備を実施（国庫補助金1億2,716万円）した。

(10) 公共牧場広域利用推進対策事業

公共牧場において省力的かつ低コストな放牧利用を促進するため、関係機関が一体となり公共牧場の広域利用調整等を実施（国庫補助金5,417万円）した。

(11) 飼料作物流通体制強化推進

飼料作物の円滑な流通を促進するための流通促進会議の開催、流通技術指針の作成等を行うため、全国農業協同組合中央会に助成（国庫補助金378万円）した。

(12) 自給飼料生産体制強化推進

自給飼料生産振興を図るために、全国会議の開催、技術指導指針の作成、都道府県における現地指導・推進会議の開催等に対し、中央畜産会に助成（国庫補助金